

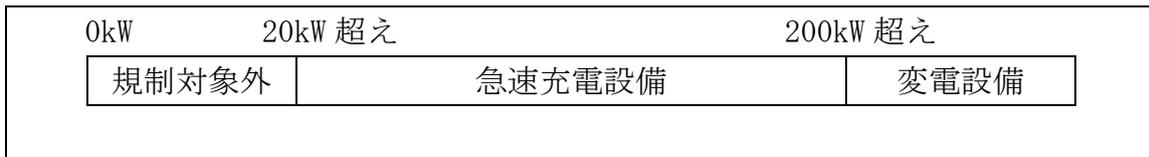
高山市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

1. 急速充電設備関係（第18条の2）

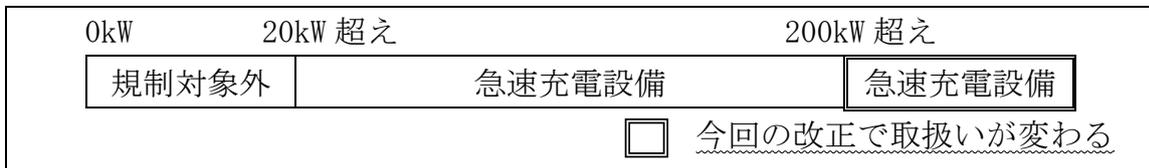
- ・短時間での充電が可能となる高出力化のニーズや火災事例がないことなど専門機関での検証結果を踏まえ、変電設備の対象としていた全出力200キロワットを超える充電設備を急速充電設備の対象に変更
- ・電気を動力源とする船舶や航空機その他これらに類するものを充電する設備を急速充電設備に追加
- ・コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの）を用いて充電するものであることを明記
- ・分離型の急速充電設備（設備本体とコネクターや充電用ケーブルを収納する充電ポストで構成されるもの）についての基準を整備

【急速充電設備対象のイメージ】

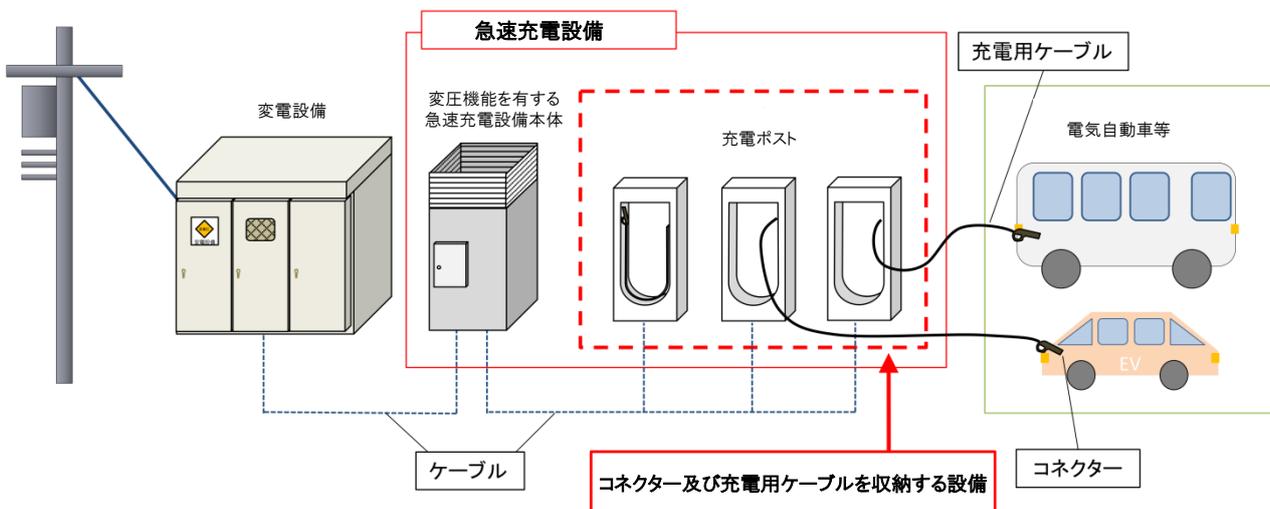
《現行》



《改正後》



【分離型の急速充電設備のイメージ】



2. 蓄電池設備関係（第20条）

脱炭素社会の実現等に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいること、JIS等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ見直しを行う。

- ・主に鉛蓄電池（開放形）※を想定した内容となっていた従前の規定について、リチウムイオン蓄電池などの鉛蓄電池（開放形）以外の新たな蓄電池設備の種類や安全性に応じた内容に整備
- ・規制の基準となる単位について、蓄電池の種類によらず潜在的リスクを客観的に判断するため、規制の単位を「Ah・セル」（電力量）から「kWh（キロワット時）」（蓄電池容量）に変更

※鉛蓄電池（開放形）・・・電極に鉛を用いた蓄電池で、電解液である希硫酸の中に鉛の電極板が入っているもの 例：自動車用バッテリー

《現行》

電力量	消防法令への適合の要否	届出
4,800Ah・セル未満	規制対象外	不要
4,800Ah・セル以上	消防法令への適合	必要

《改正後》

蓄電池容量	消防法令への適合の要否	届出
10kWh 以下	規制対象外	不要
10kWh 超え 20kWh 以下	消防法令への適合又は一定の安全要求事項が定められた標準規格への適合	不要
20kWh 超え	消防法令への適合	必要

3. 喫煙等の表示関係（第33条、別表第2）

- ・健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合における「喫煙所」の標識の設置を不要とする。
- ・禁煙、火気厳禁又は喫煙所と表示した標識と併せて設けることができる図記号について、国際標準化機構等が定めた規格（ISO規格、JIS規格）に適合するものに変更

【参考：喫煙等の標識及び図記号】

《健康増進法第33条第2項に基づく喫煙専用室標識》

喫煙専用室標識	この標識が設置されている場合は、「喫煙所」と表示した標識は不要	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入り入れません。 [喫煙禁止]は、喫煙専用室とは関係なく設置されます。</small></p>
---------	---------------------------------	--

《国際標準化機構等が定めた規格（ISO 規格、JIS 規格）》

禁煙	IS07010 「禁煙」と表示した標識と併せて設ける図記号	
	JISZ8210 「禁煙」と表示した標識と併せて設ける図記号	
火気厳禁	IS07010 「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号	
	JISZ8210 「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号	
喫煙所	IS07001 「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号	
	JISZ8210 「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号	

4. 固体燃料を使用する火気設備の離隔距離関係（別表第1）

新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が定められたことに伴い、固体燃料である木炭を使用する炭火焼き器の離隔距離（建築物等及び可燃物からの火災予防上安全な距離）について、従来の炉等の基準（周囲に1～3mの離隔距離）から新たな基準に変更する。

【例 開放した炭火焼き器の離隔距離について（単位：cm）】

《現行》

	上方	側方	前方	後方
開放炉（使用温度 800℃以上）	250	200	300	200
開放炉（使用温度 300℃以上 800℃未満）	150	150	200	150
開放炉（使用温度 300℃未満）	100	100	100	100

《改正後》

	上方	側方	前方	後方
炭火焼き器（周囲の壁等が不燃材料以外）	100	50	50	50
炭火焼き器（周囲の壁等が不燃材料）	80	30	-	30

5. 施行期日

- ・ 1 及び 3 令和 5 年 10 月 1 日
- ・ 2 及び 4 令和 6 年 1 月 1 日